

令和7年度 にいがたagribase(アグリベース)事業

新潟市が農業（agriculture）を始める拠点（base）として選ばれることを目指して、以下の支援を行います！

にいがたagribase(アグリベース)事業

人材育成・環境整備支援

体験研修支援

初期投資支援

親元等就農支援

① 新規就業者
雇用研修

② 農業研修

③ 働く環境
見える化

④ 働く職場
環境整備

⑤ 就農実習
宿泊費

⑥ 既存施設活用

⑦ 農地
定

受付
終了

⑧ 親元等就農

① 新規就業者雇用研修支援

For 雇用主

新規就業者のスキル向上と研修環境整備に取組む雇用主に補助金を交付します

- 対象者 市内に所在し、新規就業者を雇用した個人又は法人
- 対象期間 最長18か月（障がい者雇用の場合24か月）
- 対象経費 新規就業者の研修、環境整備を行う経費の一部
(本事業対象者給料、時間外手当、各種手当、賞与は含まない)

■助成内容
**令和7年度の要望調査では、下表の90%または80%の補助率・
補助上限額となります。**

就業年数	1年目	2年目	助成期間（最長）
一般給与	4/10以内	1/4以内	18か月
障がい者給与	3/4以内	1/2以内	24か月
上限	8万円/月	4万円/月	

■主な要件

- ・期間の定めのない雇用契約を締結し労働保険に加入させること
- ・親族・姻族（3親等以内）以外への就業であること
- ・年1回以上②で実施する座学講座へ新規就農者を参加させること

② 農業研修支援

For 就農希望者

園芸作物（野菜・果樹）の栽培に必要な基本知識・技術を習得する研修や、新規就農者向けの座学講座・シンポジウムを開催します

- 対象者 市内で新規就農（就業）を希望している方
- 対象期間 1年～（受講者要望に合わせ頻度、期間を設定）
- 受講料 研修費無料 ※資材費等実費は受講者負担（5千円程度）
- 受講要件 市内で就農又は就業する意思がある方
※面談を行い、状況に応じた内容を案内しています

その他、新規作目導入に向け研修を希望する市内の既存農家も対象です

③ 働く環境見える化支援

For 雇用主

人事労務管理制度や農作業マニュアル等を導入し、就労環境の改善を図る雇用主に助成します

- 対象者 従業員を雇用する個人、法人
- 対象期間 1年
- 対象経費 制度等作成に要した経費のうち専門家の支援を受けたもの
※現地派遣等により発生する旅費、交通費も対象
- 助成内容 上限補助額：10万円／年・経営体
- 主な要件 補助率：対象経費の1/3以内
・離職率低下の目標を立て、目標達成に向けて事業を実施すること

④ 働く職場環境整備支援事業

For 雇用主

③の実施を通じ、専門家から必要と判断された従業員用設備
(トイレ、シャワー室、更衣室、休憩室)の整備を支援

- 対象者 ③を活用した農地所有適格法人等、農業生産を営む経営体
- 対象経費 従業員用設備を設置するための工事又は取得に要する経費
- 助成内容 上限額：50万円／年・経営体

⑤ 就農実習宿泊費支援

For 就農希望者

本市を就農先として選ぶきっかけとなるよう、市内で宿泊を伴う就農体験実習をする場合に宿泊費を助成します

- 対象者 本市で新規就農（就業）を目指す、市外に住所を有する方
事業実施年度の4月1日時点で18歳以上62歳以下であること。
- 対象経費 研修期間中の宿泊に要した経費
- 補助額 165,000円／人（30泊分）（5,500円／1泊上限）
- 主な要件
・1回あたり5日以上の研修であること
・研修先の農業法人等から給与等の支払いを受けていないこと

令和7年度 にいがたagribase(アグリベース)事業

新潟市が農業（agriculture）を始める拠点（base）として選ばれることを目指して、以下の支援を行います！

6 既存施設活用支援

For 新規就農者

新規就農者が既存施設・設備を活用する場合に、修繕等に係る経費を助成します

- 対象者 市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者の方
■対象期間 経営開始後3年間（ただしR5.4.1以降経営開始の方に限る）
■対象経費 自ら耕作・飼養に使用するために行う既存の施設・設備の修繕費等
　　パイプ・鉄骨ハウスの修繕・補修・張替、果樹棚の修繕・補修、防獣・防風ネットの張替、畔抜きによる区画拡大、その他生産性向上を図るために必要な修繕等に係る経費
■助成内容 上限補助額：200万円／年
　　（対象経費：10万円以上300万円以下）
　　補助率：対象経費の2／3以内

■主な要件

- ・所有者と5年以上の賃貸借契約または売買契約を締結すること
- ・補助対象者本人が本人名義で修繕等を行い、利用すること
- ・当該修繕等について、他の事業の助成を受けていないこと

7 農地経営安定支援

For 新規就農者

新規就農者が経営に必要とする農地の賃借料及び土地取得費用を助成します

- 対象者 市内の農業経営主で認定新規就農者の方
■対象期間 経営開始後3年間（ただしR5.4.1以降経営開始の方に限る）
■対象経費 自ら使用し収穫する農地の賃借料（①他者より、②自己負担額分）
■助成内容 上限補助額：200万円／年
■主な要件

- ・①所有者と5年以上の賃貸借契約を締結している場合
※国、県、市等が実施する同様の補助金等を受けている場合も、特段の定めがなければ併用可能とし、自己負担額分を上限額の範囲内で助成します

8 親元等就農支援

For 親元就農者

For 第三者継承者

親元就農後の収入低下や経営継承時に伴う出費など経済的な不安を解消するための資金を交付します

- 対象者 ①親元就農者：三親等以内の親族が経営する個人経営体に就農した方
　　②第三者継承：個人経営体を経営移譲された方（①以外）
※いずれも法人（一戸一法人含む）は対象外
■対象期間 就農日または継承日から1年以内
■対象経費 経済的な不安を解消するための資金 ※1経営体1回限り
■助成内容 100万円／経営体
■主な要件

【交付対象者】

- ・就農時の年齢が62歳以下
- ・年間農業従事日数が225日（1,800時間）以上
- ・申請時、前年の本人及び配偶者の合計所得が600万円以下
- ・経営継承後、認定新規就農者又は認定農業者になることが確実（既に認められている場合を含む）
- ・生活費確保が目的の国、県、市の事業の交付等を受けていないこと
- ・国、県、市等が実施する同様の事業による補助金、交付金、その他の給付金を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと

<親元就農の場合>

- ・就農者が農業経営主の三親等以内の親族（兄弟姉妹は除く）であること
- ・経営主が65歳に達するまでに経営移譲を行うこと（注1）
- ・事業計画の申請時に農業経営主と家族経営協定を締結していること

【経営主】

- ・農業経営主が認定農業者若しくは地域計画のうち目標地図に位置付けられていること
- ・経営主世帯の前年の農業所得が農業に従事する者一人当たり400万円以下
- ・就農又は継承する経営体は個人経営体であること

<親元就農の場合>

- ・経営主が65歳に達するまでに交付対象者に経営移譲すること（注1）

（注1）就農時に経営主が60歳に達している場合は就農日から5年以内

■返還要件

- ・交付期間終了後、3年内に交付対象者が離農した場合